

香川県青少年保護育成条例

改正

- 昭和二十七年八月十日 条例第二十二号
- 昭和三十八年三月二十二日 条例第六号
- 昭和四十一年三月三十日 条例第二十号
- 昭和四十八年三月三十日 条例第五号
- 昭和五十二年三月二十日 条例第二十六号
- 昭和五十五年三月三十一日 条例第五号
- 昭和六十年三月三十日 条例第一号
- 平成二年十二月十九日 条例第二十八号
- 平成四年三月二十六日 条例第五号
- 平成七年十月十七日 条例第三十九号
- 平成八年十月十五日 条例第三十六号
- 平成十一年十月十五日 条例第三十六号
- 平成十二年三月二十七日 条例第二十三号
- 平成十三年三月二十一日 条例第三十一号
- 平成十七年三月二十九日 条例第十三号
- 平成十八年十二月二十二日 条例第六十八号

目次

- 前文
- 第一章 総則(第一条 第四条)
- 第二章 優良な興行及び図書等の推奨(第五条)
- 第三章 青少年の福祉を阻害するおそれがある営業の制限等
 - 第一節 有害興行、有害図書等及び有害がん具類等の制限(第六条 第九条)
 - 第二節 有害広告物及び有害広告文書等の制限(第十条・第十一条)
 - 第三節 無店舗型電話異性紹介営業に係る利用カードの制限(第十条の三 第十条の六)
 - 第四節 物品質受入等及び古物等の買受け等の制限(第十二条 第十四条)
- 第四章 青少年の福祉を阻害するおそれがある行為の制限(第十五条 第十七条の二)
- 第五章 雑則(第十八条 第二十一条)
- 第六章 罰則(第二十二条 第三十条)
- 附則

青少年は、次の社会になうものであるから、何人も、これら青少年を愛護し、かつ、心身ともに健やかに育成されるように努

める責務がある。したがって何人も、青少年の心身の発達に有害な影響を与える等その福祉を阻害するような行為をしてはならない。もしかゝる行為がなされ又はその行為のおそれがあるときは、各自がそれぞれ責任をもってこれを防止し、これらの行為から青少年を安全に保護するように努めなければならない。この趣旨に基づいて、ここにこの条例を制定する。

第一章 総則

追加(平成八年条例三十六号)

(目的)

第一条 この条例は、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、その健全な保護育成を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (一) 青少年 十八歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。
- (二) 保護者 親権を行う者(親権を行つたとき又は未成年後見人とする。)、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監又は雇用主その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。
- (三) 興行 映画、演劇、演芸、観せ物、紙芝居等を公衆に観せ、又は聞かせることをいう。
- (四) 図書等 書籍、雑誌、文書、図画、写真並びにテープ(録音又は録画済みのものに限る。)、録音盤、ビデオディスク、映写用の映画フィルム及びスライドフィルムその他の映像又は音声で記録されている物をいう。
- (五) がん具類等 がん具その他これに類するもの及び刃物類(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第二条第二項に定める刀剣類を除く。)をいう。
- (六) 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面(情報通信の技術を利用して送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。)をすることなく、販売又は貸付けを行うことができる設備を有する自動販売機又は自動貸付け機をいう。
- (七) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- (八) 広告文書等 広告のため配布される文書、図画その他の物をいう。
- (九) 利用カード 無店舗型電話異性紹介営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第一二二号)第二十条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。以下同じ。)を利用するために必要な情報

が記録されているカードその他の物であつて、当該無店舗型電話異性紹介営業を利用する時間、回数その他の数量に応じた対価をもって販売されるものをいう。

全部改正(昭和四十一年条例二十号)、一部改正(昭和六十年条例一号・平成七年三十九号・八年三十六号・十二年二十三号・十三年五十一号・十七年十三号)

(県の責務)

第三条 県は、青少年を健全に育成するために必要な施策を講ずるものとする。

2 知事は、毎年、青少年の健全な育成に関する県の施策の内容を県民に公表しなければならない。

全部改正(昭和四十一年条例二十号)

(適用上の注意)

第四条 この条例の適用にあつては、その本来の目的を逸脱し、これを濫用し、県民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

全部改正(昭和四十一年条例二十号)

第二章 優良な興行及び図書等の推奨

追加(平成八年条例三十六号)

第五条 知事は、次に掲げるもので、青少年を健全に育成するうえに有益であると認めるものを推奨することができる。

- (一) 興行で、その内容が特に優れていると認められるもの
 - (二) 図書等で、その内容が特に優れていると認められるもの
- 全部改正(昭和四十一年条例二十号)、一部改正(昭和六十年条例一号・平成八年三十六号)

第三章 青少年の福祉を阻害するおそれがある営業の制限等

追加(平成八年条例三十六号)

第一節 有害興行、有害図書等及び有害がん具類等の制限

追加(平成八年条例三十六号)

第六条 興行を主催する者又は図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、若しくは視聴させることを業とする者(以下「図書等取扱業者」という。)は、興行又は図書等の内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがあると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、青少年に当該興行を見せ、若しくは聴かせ、又は当該図書等の販売、頒布、交換、贈与、貸付けその他これに準ずる行為(以下「販売等」という。)をし、若しくは当該図書等を閲覧させ、若しくは視聴させないように努めなければならない。がん具類等の取扱いを業とする者は、がん具類等の形状、構

造又は機能が人体若しくは財産に危害を及ぼし、又は著しく性的感情を刺激するため、それを所持させることが青少年の福祉を阻害するおそれがあると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、青少年に当該がん具類等の販売等をしないように努めなければならない。

3 自動販売機等による図書等又はがん具類等の販売又は貸付けを業とする者(以下「特定自動販売機等業者」という。)は、図書等の内容が著しく性的感情を刺激し、若しくは甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがあると認めるとき、又はがん具類等の形状、構造若しくは機能が人体若しくは財産に危害を及ぼし、若しくは著しく性的感情を刺激するため、それを所持させることが青少年の福祉を阻害するおそれがあると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、青少年が当該図書等又はがん具類等を購入し、又は借りるおそれがある場所に設置されている自動販売機等に当該図書等又はがん具類等を収納しないように努めなければならない。

全部改正(昭和四十一年条例二十号)、一部改正(昭和五十二年条例二十六号・五十五年五号・六十年一号・平成八年三十六号・十七年十三号)

(有害興行等の観覧の禁止)

第七条 知事は、興行の内容が、著しく性的感情を刺激し、または甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがあると認めるときは、その興行の内容の全部又は一部を指定して、青少年にそれを観せないようにすることができる。

2 知事は、前項の指定をしたときは、その旨を県報に登載して公示しなければならない。

3 知事は、第一項の指定をした際、現に当該興行を主催している者に通知しなければならない。

4 第一項の指定のあった興行を主催する者は、第二項の公示があったとき、または前項の通知を受けたときは、規則の定めるところにより指定のあった旨を掲示しなければならない。

5 興行を主催する者は、第一項の指定のあった興行の内容を青少年に観せてはならない。ただし、教育等の必要により、特に知事の許可のあった場合は、この限りでない。

6 保護者は、その監護にかかる青少年に第一項の指定のあった興行の内容を観せないように気をつけなければならない。

追加(昭和四十一年条例二十号)

(有害図書等の販売等の禁止等)

第八条 次に掲げる図書等は、著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある図書等とする。

(一) 書籍又は雑誌であつて、著しく性的感情を刺激する姿態又は性的な行為で青少年の福祉を阻害するおそれがあるものとして規則で定めるもの(以下「卑わいな姿態等」という。)

(二) テープ(録画済みのものに限る。)(ビデオディスク、映写用の映画フィルムその他の映像が記録されている物であつて、卑わいな姿態等を描写した場面の時間が合わせて三分を超えるもの

(三) 図書等であつて、表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵を掲載しているもの

(四) 図書等の審査を行う団体で知事の指定を受けたものが、青少年に販売等をし、閲覧させ、又は視聴させることが不適当であると認められた図書等で当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの

2 知事は、前項各号に掲げる図書等のほか、内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがあると認められる図書等を青少年の福祉を阻害するおそれがある図書等として指定することができる。

3 知事は、第一項第四項の指定をしたときはその旨及び同項の当該団体が定める方法で、前項の規定による指定をしたときはその旨を県報に登載して公示しなければならない。

4 図書等取扱業者は、青少年に第一項各号に掲げる図書等又は第二項の規定による指定を受けた図書等(以下これらを「有害図書等」という。)の販売等をしてはならない。

5 図書等取扱業者は、有害図書等を陳列するときは、青少年が容易に閲覧することができないよう規則で定める方法により有害図書等を他の図書等と明確に区分し、かつ、屋内の容易に監視できる場所にまとめて陳列した上で、有害図書等の販売等をする場合にあっては、その陳列場所の見やすい箇所に、青少年には有害図書等の販売等をするところがない旨を掲示しなければならない。

6 図書等取扱業者は、その営業の場所において、青少年に有害図書等を見せ、読ませ、又は聴かせないように気をつけなければならない。

7 保護者は、その監護に係る青少年に有害図書等を見せ、読ませ、又は聴かせないように気をつけなければならない。

8 知事は、有害図書等について、第五項の規定による陳列又は掲示がされていないと認めるときは、図書等取扱業者に対し、有害図書等の陳列方法の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

9 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなるときは、その者に対し、期限を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができる。

追加(昭和四十一年条例二十号)、一部改正(昭和六十年条例二号・平成八年三十六号・十七年十三号・十八年六十八号)

(有害がん具類等の販売等の禁止等)

第八条の二 次に掲げるがん具類等は、著しく性的感情を刺激し、青少年の福祉を阻害するおそれがあるがん具類等とする。

(一) 専ら性的な行為の用に供するがん具類等であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

(二) 使用された下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表示をし、若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着

2 知事は、前項各号に掲げるがん具類等のほか、形状、構造又は機能が人体若しくは財産に危害を及ぼし、又は著しく性的感情を刺激するため、それを所持させることが青少年の福祉を阻害するおそれがあると認められるがん具類等を青少年の福祉を阻害するおそれがあるがん具類等として指定することができる。

3 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を県報に登載して公示しなければならない。

4 がん具類等の取扱いを業とする者は、青少年に第一項各号に掲げるがん具類等又は第二項の規定による指定を受けたがん具類等(以下これらを「有害がん具類等」という。)の販売等をしてはならない。

5 保護者は、その監護に係る青少年に有害がん具類等を所持させないように気をつけなければならない。

全部改正(平成八年条例三十六号)、一部改正(平成十七年条例十三号)

(特定自動販売機等の設置等の届出)

第八条の三 特定自動販売機等業者は、図書等又はがん具類等に係る自動販売機等(以下「特定自動販売機等」という。)を設置しようとするときは、特定自動販売機等ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(二) 特定自動販売機等の設置場所

(三) 第八条の五に規定する特定自動販売機等管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(四) その他規則で定める事項

2 前項の届出をした者は、その届出に係る同項第二号に掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る特定自動販売機等の使用を廃止したときは直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

追加（昭和五十五年条例五号）、一部改正（昭和六十年条例一号、平成八年三十六号）

（特定自動販売機等への表示）

第八条の四 特定自動販売機等業者は、特定自動販売機等（ことに、前条第一項第一号及び第三号に掲げる事項その他規則で定める事項を見やすいように表示しなければならない）。

追加（昭和五十五年条例五号）、一部改正（昭和六十年条例一号、平成八年三十六号）

（特定自動販売機等管理責任者の設置）

第八条の五 特定自動販売機等業者は、特定自動販売機等（ことに、当該特定自動販売機等が設置されている市町に住所を有する者で当該特定自動販売機等を適正に管理することができるものを特定自動販売機等管理責任者として置かなければならない。ただし、特定自動販売機等業者が、当該特定自動販売機等が設置されている市町に住所を有し、かつ、当該特定自動販売機等の管理を自ら適正に行うことができる）と知事が認めるときは、自ら特定自動販売機等管理責任者となることができる。

全部改正（平成八年条例三十六号）

（特定自動販売機等への有害図書等又は有害がん具類等の収納の禁止等）

第八条の六 特定自動販売機等業者及び特定自動販売機等管理責任者は、有害図書等又は有害がん具類等を特定自動販売機等に収納してはならない。

2 特定自動販売機等業者及び特定自動販売機等管理責任者は、特定自動販売機等に現に収納されている図書等又はがん具類等が第八条第二項又は第八条の二第二項の規定による指定を受けたときは、当該図書等又はがん具類等を当該特定自動販売機等から直ちに除去しなければならない。

全部改正（平成八年条例三十六号）

（適用除外）

第九条 第八条の三から前条までの規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所（以下「青少年立入禁止場所」という。）に設置される特定自動販売機等については、適用しない。

全部改正（平成八年条例三十六号）、一部改正（平成十三年条例五十一号、十七年十三号）

第二節 有害広告物及び有害広告文書等の制限

追加（平成八年条例三十六号）

（有害広告物の制限）

第十条 知事は、広告物の形態又は内容が、著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがあると認めるときは、広告主又は広告物の管理者に対し、その広告物の形態又は内容の変更その他の必要な措置を命ずることができる。

追加（昭和四十一年条例二十号）

（有害広告文書等の制限）

第十条の二 卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵を掲載した広告文書等は、著しく性的感情を刺激し、青少年の福祉を阻害するおそれがある広告文書等（次項において「有害広告文書等」という。）とする。

2 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(一) 青少年に有害広告文書等の配布をすること。

(二) 青少年が居住している住居に有害広告文書等の配布（規則で定める方法による配布を除く。）をすること。

(三) 次に掲げる施設の敷地内において有害広告文書等の配布をすること。

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）

イ 図書館法（昭和二十五年法律第一一八号）第二条第一項に規定する図書館

ウ その他多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

追加（平成八年条例三十六号）、一部改正（平成十三年条例五十一号）

第三節 無店舗型電話異性紹介営業に係る利用カードの制限

全部改正（平成十三年条例五十一号）

（利用カードの販売等の禁止）

第十条の三 何人も、青少年に利用カードの販売等をしてはならない。

追加（平成八年条例三十六号）、一部改正（平成十三年条例五十一号）

（利用カード自動販売機の設置の禁止）

第十条の四 何人も、利用カードに係る自動販売機（以下「利用カード自動販売機」という。）を設置してはならない。ただし、青少年立入禁止場所に設置される利用カード自動販売機及び青少年が利用カードを購入することを防止する措置が講じられていると知事が認める利用カード自動販売機で屋内に設置されるものについては、この限りでない。

追加（平成八年条例三十六号）、一部改正（平成十三年条例五十一号）

（利用カード自動販売機の設置等の届出）

第十条の五 前条ただし書に規定する利用カード自動販売機を設置しようとする者は、利用カード自動販売機ごとに、設置の日の十日前までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(二) 利用カード自動販売機の設置場所

(三) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項第二号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該変更の日の十日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項第一号若しくは第三号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る利用カード自動販売機の使用を廃止したときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

追加（平成八年条例三十六号）、一部改正（平成十三年条例五十一号）

（利用カード自動販売機及び利用カードへの表示）

第十条の六 利用カード自動販売機を設置する者は、利用カード自動販売機ごとに、前条第一項第一号に掲げる事項その他規則で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

2 利用カード自動販売機を設置する者は、当該利用カード自動販売機により販売する利用カードには、当該利用カードに係る無店舗型電話異性紹介営業による青少年の福祉の阻害を防止するための表示を規則で定めるところにより行わなければならない。

追加（平成八年条例三十六号）、一部改正（平成十三年条例五十一号）

第四節 保護者等の申出

追加（平成八年条例三十六号）

第十一条 保護者及び青少年の健全な保護育成に係る関係者は、知事に対し、第七条第一項、第八条第二項、第八項若しくは第九項、第八条の二第二項又は第十条の措置をとるよう申出をすることができる。

追加（昭和四十一年条例二十号）、一部改正（平成八年条例三十六号、十七年十三号）

第五節 物品質受人等及び古物等の買受け等の制限

追加（平成八年条例三十六号）

（物品質受人等の制限）

第十二条 質屋営業法（昭和二十五年法律第一五八号）第一条第一項の質屋営業を営む者は、青少年又はその委託を受けた者から、物品（有価証券を含む。以下同じ。）を質にとり、又はこれら者に対し、物品をもって弁済に充てる約款を附して金銭を貸し付けてはならない。

一部改正（昭和四十一年条例二十号）

（古物等の買受け等の制限）

第十三条 古物（古物営業法（昭和二十四年法律第一〇八号）第二条第一項に規定する古物をいう。）、廃品又はくず（以下「古物等」という。）の取引を業とする者は、青少年又はその委託を

受けた者から、古物等を買ひ受け、若しくは古物等の販売の委託を受け、又はこれらの者と古物等を交換してはならない。

一部改正（昭和四十一年条例二十号・平成七年三十九号）

（適用除外）

第十四条 前二条の規定は、民法（明治二十九年法律第八十九号）又はその他の法令により成年者と同一の行為能力を有するものと認められる青少年がその営業を営むについて前二条の行為の相手方となる場合又は保護者の囑託若しくは同意を得たと認めらるに足る相当な理由がある場合その他正当な理由がある場合には、これを適用しない。

一部改正（昭和四十一年条例二十号・五十五年五号・平成十七年十三号）

第四章 青少年の福祉を阻害するおそれがある行為の制限

追加（平成八年条例三十六号）

第十五条 保護者は、午後十一時から翌日午前四時までの間（以下「深夜」という）、その監護に係る青少年が外出する場合には、保護者が自ら同行するか、又は成年者に囑託して同行させるように注意しなければならない。ただし、必要やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 何人も、正当な理由がないのに、深夜、保護者の囑託を受けず、又はその承諾を得ないで青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

3 次に掲げる者は、正当な理由がないのに、深夜、当該興行又は営業の場所に青少年を入場させてはならない。

- (一) 興行を主催する者
(二) 個室又は他から容易に見通すことができないう区画において、客に図書等の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用をさせる営業を営む者
(三) 客にスポーツをさせ、又はカラオケ装置その他の設備を設けて遊戯をさせる営業で規則で定めるものを営む者

4 前項各号に掲げる者は、深夜に興行又は同項第二号若しくは第三号に規定する営業を行う場合には、当該興行又は営業の場所に、規則で定めるところにより深夜における青少年の入場を拒む旨を掲示しなければならない。

一部改正（昭和四十一年条例二十号・五十五年五号・六十年一号・平成二年二十八号・八年三十六号・十七年十三号）

（淫行または猥せつ行為等の禁止）
第十六条 何人も、青少年に対し、淫行または猥せつ行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、またはこれを見せてはならない。

一部改正（昭和四十一年条例二十号）

（場所の提供及び周せんの禁止）
第十七条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされるおそれがあり、又は青少年がこれらの行為を行うおそれがあることを知って、場所を提供し、又は場所の提供を周せんとしてはならない。

- (一) 前条の行為
(二) と博又は暴行
(三) 飲酒又は喫煙
(四) 大麻、麻薬、あへん又は覚せい剤（覚せい剤原料を含む。）の使用
(五) 催眠、鎮痛又は鎮がいの作用を有する医薬品の不健全な使用

(六) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含むシンナー、接着剤、塗料若しくは閉そく用若しくはシリリング用の充てん料の不健全な使用

全部改正（昭和四十一年条例二十号）、一部改正（昭和五十五年条例五号・六十年一号）

（入れ墨を施す行為等の禁止）
第十七条の二 何人も、正当な理由がないのに青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又は周せんとしてはならない。

第四章の二 青少年のインターネット利用環境の整備

追加（平成十七年条例十三号）

第十七条の三 保護者及び青少年の健全な保護育成に係る関係者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であつて、その内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがあると認められるもの（以下「有害情報」という。）を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネットの利用により得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

3 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第一三七号）第二条第一項第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィ

ルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

第五章 雑則

追加（平成八年条例三十六号）

（諮問）
第十八条 知事は、第五条の規定による推奨をし、第七条第一項、第八条第一項第四号若しくは第二項若しくは第八条の第二項の規定による指定をし、又は第十条の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、香川県児童福祉審議会又は香川県教育委員会に諮問しなければならない。ただし、緊急を要するために諮問するいとまがないときは、この限りでない。

2 知事は、前項ただし書の規定により香川県児童福祉審議会または香川県教育委員会の意見をきかないで前項本文の指定、推奨または措置命令をしたときは、香川県児童福祉審議会または香川県教育委員会にその旨を通知しなければならない。

追加（昭和四十一年条例二十号）、一部改正（平成八年条例三十六号・十三年五十一号・十八年六十八号）

（立入調査）

第十九条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、興行場その他の営業所（特定自動販売機等又は利用カード自動販売機の設置場所を含む。）に立ち入り、調査を行わせ、関係人から資料の提供を求めさせ、又は関係人に対して質問させることができる。

2 前項の手続は、必要の最小限度において行うべきであつて、関係人の正常な業務を妨げるようなことがあってはならない。

3 当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に対してこれを提示しなければ、第一項に規定する職務を行うことができない。

4 前項の証票の様式は、規則で定める。

5 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

一部改正（昭和四十一年条例二十号・五十二年二十六号・五十五年五号・六十年一号・平成八年三十六号・十三年五十一号）

（保護者への通告）
第二十条 警察官若しくは少年補導職員又は児童委員、保護司、児童福祉司その他当該職員は、深夜、外出中の青少年を発見し、これを放置すればその青少年の福祉を害するおそれがあると認めるときは、速やかに、保護者にその旨を通知し、当該青少年

の引取りを求める等その保護に必要な適宜の措置をとらなければならぬ。
2 前項の規定により青少年を保護するに当っては、常に懇切かつ誠意ある態度をもって臨み、その信頼を受けるように努めなければならない。

一部改正（昭和三十八年条例六号・四十一年二十号・平成十一年三十六号・十三年五十一号）

（委任）

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。
全部改正（平成八年条例三十六号）

第六章 罰則

追加（平成八年条例三十六号）

第二十一条 第六條の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金に処する。

全部改正（昭和五十五年条例五号）、一部改正（平成四年条例五号・八年三十六号）

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
（一）第十七條の規定に違反した者
（二）第十七條の二の規定に違反した者

追加（平成八年条例三十六号）、一部改正（平成十三年条例五十一号）
第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
（一）第七條第五項の規定に違反した者
（二）第八條第四項の規定に違反した者
（三）第八條第九項の規定による知事の命令に違反した者
（四）第八條の二第四項の規定に違反した者
（五）第八條の六の規定に違反した者
（六）第十條の規定による知事の命令に違反した者
（七）第十條の二第二項の規定に違反した者
（八）第十條の三の規定に違反した者
（九）第十條の四の規定に違反した者
（十）第十五條第三項の規定に違反した者

全部改正（昭和五十五年条例五号）、一部改正（昭和六十年条例一号・平成四年五号・八年三十六号・十三年五十一号・十七年十一号）
第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
（一）第十二條の規定に違反した者
（二）第十三條の規定に違反した者
全部改正（昭和五十五年条例五号）、一部改正（平成四年条例五号・八年三十六号・十三年五十一号）

号・八年三十六号・十三年五十一号）
第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
（一）第七條第四項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
（二）第八條の三の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
（三）第八條の四の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者
（四）第十條の五の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
（五）第十條の六第一項の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者
（六）第十條の六第二項の規定に違反した者
（七）第十五條第二項の規定に違反した者
（八）第十五條第四項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
（九）第十九條第一項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、資料の提供をせず、若しくは虚偽の資料の提供をし、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

全部改正（昭和五十五年条例五号）、一部改正（昭和六十年条例一号・平成四年五号・八年三十六号・十三年五十一号）
第二十七条 第七條第五項、第八條第四項、第八條第五項、第十條の二第二項、第十條の三、第十條の四、第十五條第二項若しくは第三項、第十六條、第十七條又は第十七條の二の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第二十二條から前条までの規定による処罰を免れることができぬ。ただし、当該青少年の年齢を知らないことが過失がないときは、この限りでない。

追加（昭和五十五年条例五号）、一部改正（昭和六十年条例一号・平成八年三十六号・十三年五十一号）
第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し第二十三條から第二十六條までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。
一部改正（昭和四十一年条例二十号・五十五年五号・平成八年三十六号・十三年五十一号）
第二十九条 第二十二條から前条までの規定に該当する場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他法律に正条があるときは、これらの法律による。

一部改正（昭和四十一年条例二十号・五十五年五号・平成八年三十六号・十三年五十一号）

第三十条 この条例の違反行為をした者が青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。
一部改正（昭和四十一年条例二十号・平成八年三十六号・十三年五十一号）

附則 この条例は、公布の日から、施行する。ただし、第十六條から第二十一条までの規定は、公布の日から起算して一ヶ月を経過した日から、これを施行する。
附則（昭和三十八年三月二十二日条例第六号）
この条例は、公布の日から施行する。
附則（昭和四十一年三月三十日条例第二十号）
この条例は、昭和四十一年五月一日から施行する。
附則（昭和四十八年三月三十日条例第五号）
この条例は、昭和四十八年五月一日から施行する。
附則（昭和五十二年十月二十日条例第二十六号）
この条例は、昭和五十二年十一月一日から施行する。
附則（昭和五十五年三月三十一日条例第五号）

（施行期日）
1 この条例は、昭和五十五年六月一日から施行する。
（経過措置）
2 この条例の施行の際現に自動販売機を設置している自動販売機による圖書の販売業者は、この条例の施行の日から三十日以内に、当該自動販売機ごとに、改正後の香川県青少年保護育成条例第八條の三第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、改正後の香川県青少年保護育成条例第八條の三第一項の規定による届出をした者とみなす。
4 附則第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。
5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。
6 附則第四項の違反行為をした者が青少年であるときは、同項の罰則は、青少年に対しては適用しない。
7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和六十年三月三十日条例第一号）
（施行期日）
1 この条例は、昭和六十年四月十日から施行する。
（経過措置）
2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和六十年三月三十日条例第一号）
（施行期日）
1 この条例は、昭和六十年四月十日から施行する。
（経過措置）
2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二年十二月十九日条例第二十八号）

この条例は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成四年三月二十六日条例第五号）

この条例は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成七年十月十七日条例第三十九号）

1 この条例は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第十三条の改正規定は、平成七年十月十八日から施行する。

2 この条例の施行により新たに図書等に含まれることとなる物に係る自動販売機をこの条例の施行の際現に設置している自動販売機による図書等の販売業者についての改正後の香川県青少年保護育成条例第八条の三第一項の規定の適用については、同項中「設置しようとするときは」とあるのは、「設置しているときは、香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（平成七年香川県条例第三十九号）の施行の日から三十日以内」とする。

附 則（平成八年十月十五日条例第三十六号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第二十二条第一項の改正規定は公布の日から起算して二十日を経過した日から、同条第二項を削る改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置されている特定自動販売機等についての改正後の第八条の三第一項の規定の適用については、同項中「設置しようとするときは」とあるのは、「設置しているときは、香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（平成八年香川県条例第三十六号）の施行の日から起算して三十日以内」とする。

3 この条例の施行の際現に営まれているテレホンクラブ等営業についての改正後の第十条の三第一項の規定の適用については、同項中「営むとする者は」とあるのは「営んでいる者は」と、「営業の開始の日を」とあるのは「香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（平成八年香川県条例第三十六号）の施行の日から起算して三十日以内」とする。

4 前項の規定により読み替えられた改正後の第十条の三第一項の規定による届出に係るテレホンクラブ等営業については、この条例の施行の日（以下「施行日」といふ。）から起算して二年を経過する日までの間は、改正後の第十条の四の規定は、適用しない。

5 この条例の施行の際現に表示されているテレホンクラブ名等を記載した広告物については、施行日から起算して三月を経過

する日までの間は、改正後の第十条の六第一項の規定は、適用しない。

6 この条例の施行の際現に設置されている利用カード自動販売機についての改正後の第十条の九第一項の規定の適用については、同項中「設置しようとする者は」とあるのは、「設置している者は」と、「設置の日を」とあるのは「香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（平成八年香川県条例第三十六号）の施行の日から起算して三十日以内」とする。

7 前項の規定により読み替えられた改正後の第十条の九第一項の規定による届出に係る利用カード自動販売機については、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、改正後の第十条の八の規定は、適用しない。

附 則（平成十一年十月十五日条例第三十六号）

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第二十条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（平成十一年十月規則第六十四号で、同十一年十一月一日から施行）

附 則（平成十二年三月二十七日条例第二十三号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年十二月二十一日条例第五十一号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成十四年三月規則第十八号で、同十四年四月一日から施行）

附 則（平成十七年三月二十九日条例第十三号）

この条例は、平成十七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（一）目次の改正規定、第二条の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）、第六条第三項及び第九条の改正規定並びに第四章の次に一章を加える改正規定、公布の日

（二）第十四条の改正規定、規則で定める日

（平成十七年三月規則第二十一号で、同十七年四月一日から施行）

附 則（平成十八年十二月二十二日条例第六十八号）

この条例は、平成十九年二月一日から施行する。